

# 佐賀県労働委員会年報

令和 2 年版

～ 労使のもつれを、ほどいて結ぶ～



キャッチコピー:「労使のもつれを、ほどいて結ぶ」

労働者、使用者の紛争を紐のもつれと比喻、和解に向かわせることを、ほどいて結ぶと表現している

愛称:「TSUNAGU(つなぐ)」

まさに、繋ぐ役割であることをローマ字でシンプルに表現している

ロゴマーク



紐の「結び目」を連想して制作。横の線(紐)はそれぞれ労働者、使用者を表現している  
縦の線(紐)は労働委員会の活動として、労使のトラブルに悩む2者の中にたち、もつれをほどいて最適な形で結びなおす「TSUNAGU」様子をイメージしている

第 43 期(R2.9.14~R4.9.13)

佐賀県労働委員会委員

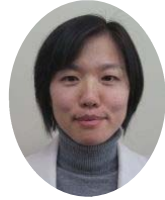
(公 益)



前田会長



富吉会長代理



福田委員



小西委員



早川委員

(労 働 者)



草場委員



俣野委員



井手委員



加藤委員



小川委員

(使 用 者)



福母委員



西久保委員



坂口委員



仁部委員



織田委員

(退 任 委 員)

(公 益)



丸谷委員

(R2.9.13 退任)

(労働者)



森田委員

(R2.9.13 退任)

(労働者)



江頭委員

(R2.9.13 退任)



# 目 次

まえがき	1
第1章 佐賀県労働委員会の概要	2
第1節 組 織	2
1 概 要	2
2 委 員	2
3 あっせん員候補者	5
4 事 務 局	6
第2節 職 務 権 限	7
第3節 業 務 運 営	8
第2章 会 議	11
1 総 会	11
2 公益委員会議	14
3 小委員会	14
4 各種連絡会議	14
第3章 佐賀県労働委員会の活動状況	16
第1節 不当労働行為の審査	16
第2節 不当労働行為事件の再審査	16
第3節 行政訴訟事件	16
第4節 労働組合の資格審査	16
1 概 要	16
2 資格審査一覧表	16
第5節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条に基づく 非組合員の範囲の認定・告示等	16

第6節	労働争議の調整	17
1	概要	17
2	調整事件一覧表	17
3	争議行為予告通知に係る県内関係状況調査一覧表	17
第7節	個別労働関係紛争のあっせん	18
1	概要	18
2	あっせん一覧表	18
第8節	労使紛争に関する相談	20
1	概要	20
2	内訳	20
第9節	広報活動	20
1	概要	20
2	広報一覧表	20
資料		
	審査事件取扱状況	23
	調整事件取扱状況	30
	個別労働関係紛争のあっせん取扱状況	34
	労使紛争に関する相談件数	36
	佐賀県の労働組合組織状況	37
	歴代会長名簿	39
	歴代事務局長名簿	41

## ま え が き

労働委員会は、昭和21年3月の労働組合法の施行により、集団的労使紛争を解決する機関として発足し、それ以降、憲法第28条で保障された労働者の団結権などの労働基本権の保護と労働争議の予防・解決及び公衆の利益保護を目的として、労使関係の安定を図っています。

また、平成13年10月に個別労働関係紛争解決促進法が施行されたことから、佐賀県労働委員会は、平成14年1月より「個別労働関係紛争あっせん」の業務を知事より受託し、労働者個人の労使紛争の調整業務も行っています。

令和2年は、新型コロナウイルス感染症が全国的に流行したことにより、労働委員会委員が参加する総会等の開催に当たり、委員席の間隔を広く確保したり、会場入り口に手指消毒液を配置したりするなど、感染拡大防止に努めてきました。また、全国や九州ブロックの各種会議や研修会等のほとんどが中止や書面会議、WEB会議での開催となりました。

一方、近年増加している職場でのハラスメント等の個別労働関係紛争に対応するためには、労働委員会の存在、その役割を多くの県民の方に知っていただく必要があります。そのため、令和2年においても、個別労働関係紛争処理制度周知月間(10月)の取組として、労使間のトラブル相談会の土日開催などを継続して実施するとともに、テレビ出演などより積極的に広報活動に取り組みました。

特に初めての試みとして、職場環境や労働条件等でお困りの方が、その相談先をインターネットで検索される際に本県労働委員会が目につくように、リスティング広告(検索連動型広告)に取り組んだところ、多くのご相談が寄せられる成果を得ることができました。

また他にも、4分間の「広報動画」や「外国人労働者向けリーフレット」の作成に取り組み、これと併せて、県国際交流協会との連携のもと、多言語電話通訳サービスを用いることで、英語、ベトナム語、中国語をはじめとした全18か国語対応の相談が可能となりました。

労働委員会は、今後も公・労・使三者構成の特色を生かし、労使関係の公正中立な専門機関として、労使紛争解決に努めてまいります。

令和3年(2021年)3月

佐賀県労働委員会 事務局長 稲富 正人

# 第1章 佐賀県労働委員会の概要

## 第1節 組 織

### 1 概 要

佐賀県労働委員会は、行政委員会として、労働組合法（以下「労組法」という。）、労働関係調整法（以下「労調法」という。）及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（以下「地公労法」という。）のそれぞれ第1条に掲げる目的を達成するため、地方自治法第180条の5第2項、労組法第19条の12の規定により置かれたもので、佐賀県の執行機関である。

当労働委員会は、公益を代表する委員（公益委員）、労働者を代表する委員（労働者委員）及び使用者を代表する委員（使用者委員）の各側5名ずつ15名の委員で構成されている。委員のうち労働者委員及び使用者委員は、それぞれ県内の労働組合及び使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は、労働者委員・使用者委員の同意を得て、いずれも知事が任命し、その任期は2年となっている。

会長と会長代理は、公益委員の中から委員の選挙によって選ばれている。

労働委員会は、労調法第10条及び第11条の規定により学識経験者の中からあっせん員候補者を委嘱し、労働争議のあっせんに当たらせている。

また、労組法第19条の12の規定により、労働委員会の事務を整理するため事務局が設けられ、事務局長以下必要な職員が配置されている。

### 2 委 員

令和2年は、第42期委員（平成30年9月14日付け任命）によって令和2年9月13日まで運営された。

令和2年9月14日付けで第43期委員が任命され、第1208回臨時総会で会長に前田和馬委員、会長代理に富吉賢太郎委員がそれぞれ選任された。

なお、令和2年には、次のとおり委員の交替があった。

退任	丸谷 浩介 委員	9月13日	新任	早川 智津子 委員	9月14日
退任	森田 末喜 委員	9月13日	新任	加藤 和恵 委員	9月14日
退任	江頭 美代子 委員	9月13日	新任	小川 龍二 委員	9月14日



第43期〔R2(2020).9.14～R4(2022).9.13〕佐賀県労働委員会委員名簿

令和2年在任委員

区分	氏名	職名	備考
公益委員	会長 まえだ かずま 前田 和馬	弁 護 士	平 10.9.14 就任
	会長代理 とみよし けんたろう 富吉 賢太郎	学校法人佐賀清和学園理事長	平 16.9.14 就任
	ふくだ えみ 福田 恵巳	弁 護 士	平 22.9.14 就任
	こにし え 小西 みも恵	国立大学法人佐賀大学経済学部准教授	平 24.4.1 就任
	はやかわ ちづこ 早川 智津子	国立大学法人佐賀大学経済学部教授	令 2.9.14 就任
労働者委員	くさば よしき 草場 義樹	日本労働組合総連合会佐賀県連合会事務局長	平 29.12.20 就任
	またの かつとし 俣野 勝敏	U A ゼンセン佐賀県支部長	平 31.1.25 就任
	いで まさひこ 井手 雅彦	日本労働組合総連合会佐賀県連合会会長	令元.10.7 就任
	かとう かずえ 加藤 和恵	九州電力労働組合組合員	令 2.9.14 就任
	おがわ りゅうじ 小川 龍二	全日通労働組合福岡支部佐賀県協議会議長	令 2.9.14 就任
使用者委員	ふくも ゆうじ 福母 祐二	佐賀県経営者協会専務理事	平 22.9.14 就任
	にしくぼ たかゆき 西久保 孝幸	松尾建設株式会社常勤顧問 学校法人弘学館理事兼監事	平 24.9.14 就任
	さかぐち こうすけ 坂口 孝介	東亜工機株式会社相談役	平 26.9.14 就任
	にべ かずひろ 仁部 和浩	株式会社戸上電機製作所執行役員総合企画部長兼管理 副本部長	平 26.9.14 就任
	おりた よしろう 織田 佳郎	王子マテリア株式会社佐賀工場事務部長	平 29.8.25 就任

職名は、令和2年12月末日現在

第42期〔H30(2018).9.14～R2(2020).9.13〕佐賀県労働委員会委員名簿

令和2年在任委員

区分	氏名	職名	備考
公益委員	会長 まえだ かずま 前田 和馬	弁 護 士	平 10.9.14 就任
	会長代理 とみよし けんたろう 富吉 賢太郎	学校法人佐賀清和学園理事長	平 16.9.14 就任
	まるたに こうすけ 丸谷 浩介	国立大学法人九州大学大学院法学研究院教授	平 22.9.14 就任
	ふくだ えみ 福田 恵巳	弁 護 士	平 22.9.14 就任
	こにし え 小西 みも恵	国立大学法人佐賀大学経済学部准教授	平 24.4.1 就任
労働者委員	もりた すえき 森田 末喜	祐徳自動車労働組合執行委員長	平 26.9.14 就任
	またの かつとし 俣野 勝敏	U A ゼンセン佐賀県支部長	平 31.1.25 就任
	い で まさひこ 井手 雅彦	日本労働組合総連合会佐賀県連合会会長	令元.10.7 就任
	くさば よしき 草場 義樹	日本労働組合総連合会佐賀県連合会事務局長	平 29.12.20 就任
	えがしら みよこ 江頭 美代子	九州電力労働組合組合員	平 28.9.14 就任
使用者委員	さかくち こうすけ 坂口 孝介	東亜工機株式会社相談役	平 26.9.14 就任
	にし くぼ たかゆき 西久保 孝幸	松尾建設株式会社常勤顧問 学校法人弘学館理事兼監事	平 24.9.14 就任
	に べ かずひろ 仁部 和浩	株式会社戸上電機製作所執行役員総合企画部長兼管理 副本部長	平 26.9.14 就任
	おりた よしろう 織田 佳郎	王子マテリア株式会社佐賀工場事務部長	平 29.8.25 就任
	ふくも ゆうじ 福母 祐二	佐賀県経営者協会専務理事	平 22.9.14 就任

職名は、令和2年9月13日現在

### 3 あっせん員候補者

当委員会では、18名のあっせん員候補者を委嘱している。その任期に定めはなく、委員の改選後の総会において、委嘱、解任の審議、決定をしている。

令和2年12月末日現在

氏名	職名	委嘱年月日
まえだ かずま 前田 和馬	県労委会長・弁護士	平 10.9.14
とみよし けんたろう 富吉 賢太郎	県労委会長代理・学校法人佐賀清和学園理事長	平 16.9.14
ふくだ えみ 福田 恵巳	県労委委員・弁護士	平 22.9.15
こにし え 小西 みも恵	県労委委員・国立大学法人佐賀大学経済学部准教授	平 24.4.4
はやかわ ちづこ 早川 智津子	県労委委員・国立大学法人佐賀大学経済学部教授	令 2.10.7
くさば よしき 草場 義樹	県労委委員・日本労働組合総連合会佐賀県連合会事務局長	平 30.1.17
またの かつとし 俣野 勝敏	県労委委員・U A ゼンセン佐賀県支部長	平 31.2.6
い で まさひこ 井手 雅彦	県労委委員・日本労働組合総連合会佐賀県連合会会長	令元.10.16
かとう かずえ 加藤 和恵	県労委委員・九州電力労働組合組合員	令 2.10.7
おがわ りゅうじ 小川 龍二	県労委委員・全日通労働組合福岡支部佐賀県協議会議長	令 2.10.7
ふくも ゆうじ 福母 祐二	県労委委員・佐賀県経営者協会専務理事	平 17.9.7
にしくぼ たかゆき 西久保 孝幸	県労委委員・松尾建設株式会社常勤顧問、学校法人弘学館理事兼監事	平 24.9.18
さかくち こうすけ 坂口 孝介	県労委委員・東亜工機株式会社相談役	平 26.9.17
に べ かずひろ 仁部 和浩	県労委委員・株式会社戸上電機製作所執行役員総合企画部長兼管理副本部長	平 26.9.17
おりた よしろう 織田 佳郎	県労委委員・王子マテリア株式会社佐賀工場事務部長	平 29.9.6
いなどみ まさと 稲富 正人	県労委事務局長	平 31.4.3
まつもと よしと 松本 義人	県労委事務局総務調整課長	平 31.4.3
わしざき かずのり 鷺崎 和徳	佐賀県産業労働部産業人材課長	平 31.4.3

「佐賀県労働委員会」を「県労委」と略記。

## 4 事務局

当労働委員会事務局の機構及び課の分掌事務は、「佐賀県労働委員会事務局処務規程」により定められている。

令和2年12月末日現在

区分	氏名	分掌事務その他	入局年月日	
事務局長（併任） （人事委員会事務局長）	稲富 正人	局の統括	平 31.4.1	
総務 調 整 課	課長	松本 義人	課の統括	平 31.4.1
	副課長	末永 政裕	課長の補佐、今後の広報（外国人労働者を対象とする広報も含む）の見直し検討	令 2.4.1
	（兼）副課長 （本務は産業人材課）	坂田 茂光	課長の補佐	令 2.10.7
	係長	松尾 洋	労働争議等の調整関係事務の統括	平 30.4.1
	係長	木塚 厚志	不当労働行為等の審査関係事務の統括	令 2.4.1
	主査	中野 朱理	労働争議等の調整関係事務	平 25.4.1
	主査	多久島 雄	不当労働行為等の審査関係事務	平 31.4.1
	「併」主事 （本務は人事委員会事務局）	西村美成子	収入、支出（人件費を除く）	令 2.4.1
	「併」主事 （本務は人事委員会事務局）	萩原 尚輝	人件費、予算・決算	令 2.4.1

## 第2節 職務権限

労働委員会の職務権限は、労組法、労調法及び地公労法等に規定されているが、その主なものは次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格審査に関する事項（労組法第5条、第11条、地公労法第4条）
- (2) 労働協約の拡張適用の決議に関する事項（労組法第18条）
- (3) 不当労働行為の審査に関する事項（労組法第27条～第27条の18、地公労法第4条）
- (4) 地方公営企業等の職員のうち、労組法第2条第1号に規定する非組合員に該当する者の範囲の認定及び告示に関する事項（地公労法第5条第2項）
- (5) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事項（労調法第2章、第3章、第4章、地公労法第4条、第14条、第15条）
- (6) 争議行為発生届の受理に関する事項（労調法第9条）
- (7) 公益事業における争議行為予告通知に関する事項（労調法第37条）
- (8) 事務を行うために必要な関係者の出頭、報告の提出、帳簿書類の提出を求めること及び臨検などの強制権限（労組法第22条）
- (9) 労調法第37条違反の処罰請求に関する事項（労調法第42条、同施行令第11条）
- (10) 公共職業安定所に対する同盟罷業・作業所閉鎖のおそれ大きい労働争議の発生等の通知（職業安定法第20条第2項）
- (11) 個別労働関係紛争のあっせん（地方自治法第180条の2）

上記権限のうち、(1)、(3)、(4)、(9)のいわゆる準司法的機能は、事件の性質上中立的性格を有する公益委員のみの職務権限に属するものであり、これに関する決定は公益委員会議によって行われる。

### 第3節 業 務 運 営

労働委員会の業務及び諸手続は、労組法、労調法、地公労法、労働委員会規則（以下「労委規則」という。）及び個別労働関係紛争のあっせんに関する要領（以下「個別要領」という。）等の定めるところにより行われているが、その概要は次のとおりである。

#### (1) 労働委員会の会務

労働委員会の会務は、会長が総理する。会長がその職務を行うことができないときは、会長代理がその職務を代行する。（労組法第19条の9、第19条の12第6項）

#### (2) 労働委員会の会議

ア 総 会 全委員によって行う会議であり、労委規則第5条第1項に規定する事項を審議するほか、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会、小委員会の会議の決定、経過等の報告及びあっせんの経過報告を受けて、労働委員会の活動状況を総合的に把握し、委員会活動の基調をなすものである。（労組法第21条、労委規則第3条～第7条）

イ 公益委員会議 公益委員のみによって行われる会議であり、会長が必要に応じて招集し、労働組合の資格審査、不当労働行為の審査等労委規則第9条第1項に規定する事項を審議・決定する。（労組法第24条の2第3項本文、地公労法第16条の2、労委規則第3条第1項、第8条～第10条）

ウ 調停委員会 会長が公・労・使各側を代表する委員又は知事が任命する特別調整委員の中から指名する調停委員（労使は同数）によって構成され、労働争議の調停に当たる。（労調法第18条～第28条、地公労法第14条、労委規則第3条第2項、第11条）

エ 仲裁委員会 公益委員又は特別調整委員の中から関係当事者の合意（合意がない場合当事者の意見聴取）により選定された者の中から会長が指名する仲裁委員（3名）によって構成され、労働争議の仲裁に当たる。（労調法第30条～第35条、地公労法第15条、労委規則第3条第2項、第11条）

オ 小委員会 会長は総会の議決又は承認に基づき、総会付議事項中特定事項の調査・審議を行うため委員（労使は同数）を指名して小委員会を設けることができるとされている。（労委規則第5条第5項～第7項）

カ 各種連絡会議 労委規則第86条の規定に基づいて、労働委員会相互間の連絡を密にし、関係法令の解釈・運用等その事務処理につき必要な統一と調整を図るため、全国及び各地域別に公・労・使の三者による連絡協議会並びに会長・公益委員の連絡会議、労側・使側連絡会議、事務局長会議等が設けられ、それぞれ開催されている。（労委規則第86条）

(3) 労働組合の資格審査

労働組合が、労働者委員を推薦する場合、不当労働行為の申立てをする場合、法人登記をする場合等において、当該組合が労組法第2条及び第5条第2項の規定に適合するかどうかについて審査（資格審査）を行う。

資格審査は会長の指揮によって行われるが、公益委員のうちから一人又は数人の委員を選んで審査を担当させることもできる。（労組法第5条、第11条、労委規則第22条～第27条）

(4) 不当労働行為の審査

使用者が労組法第7条の規定に違反して不当労働行為を行った旨の申立てを受けた場合に、審査（調査、審問、命令等）を行う。

不当労働行為の審査は会長の指揮によって行われるが、公益委員の中から一人又は数人の委員を選んで審査を担当させることもできる。

なお、審査手続細則は労委規則に定められているが、当労働委員会では「不当労働行為事件審査促進に関する申合せ（昭和45.6.3第503回総会制定、平成17.3.2第1008回総会改正、平成27.3.4第1138回総会改正、平成30.3.7第1176回総会改正）」を定めて、事件処理の促進を図っている。（労組法第27条～第27条の18、労委規則第29条～第56条）

(5) 労働争議の調整

ア 実情調査 労働争議が発生したときは、会長は必要に応じ委員、特別調整委員、職員にその実情を調査させ又はあっせん員候補者に調査を依頼することができる。

その労働争議が公益事業に係るものであるときは、会長は、速やかに、この調査をさせ又は依頼しなければならない。（労委規則第62条の2）

イ あっせん 労働争議が発生したときは、会長は関係当事者の双方若しくは一方の申請又は職権に基づいて、あっせん員候補者の中からあっせん員を指名してあっせんを行わせる。（労調法第10条～第16条、地公労法第4条、労委規則第64条～68条）

ウ 調 停 調停委員会は労働争議に関し、関係当事者の双方（労働協約の定めに基づく申請又は公益事業関係事件の申請は当事者の一方でも可）から申請があったとき、公益事業関係事件で労働委員会が職権調停を決議したとき、公益事業関係事件又は公益に著しい障害を及ぼす事件につき厚生労働大臣又は知事から調停請求があったとき等は、関係当事者からの意見聴取、調停案の作成、提示等の調停作業を行う。（労調法第17条～第28条、労委規則第69条～第77条、地公労法第4条、第14条）

エ 仲 裁 仲裁委員会は労働争議に関し、関係当事者双方から申請があったとき、若しくは労働協約の労委付託条項に基づき関係当事者の双方又は一方から申請があったとき及び地方公営企業の場合において労働委員会が職権仲裁を決議したとき、若しくは厚生労働大臣又は知事から仲裁請求があったとき等は、関係当事者からの事情聴取、仲裁裁定を行う。  
仲裁裁定は労働協約と同一の効力を有する。（労調法第29条～第35条、労委規則第78条～第81条、地公労法第4条、第15条、第16条）

#### (6) 個別労働関係紛争のあっせん

個別労働関係紛争の当事者の一方又は双方からあっせんの申請がなされ、会長があっせんを行うことを適当と認めるときは、あっせん員候補者の中からあっせん員を指名してあっせんを行わせる。（個別労働関係紛争のあっせんに関する要領）

#### (7) 事務局及び事務局職員の職務

労働委員会にその事務を整理するため事務局を置くこととされており、事務局に会長の同意を得て知事が任命する事務局長及び必要な職員を置くこととされている。

事務局職員は、労働委員会の会議に関する事務を処理するほか、労働組合の資格審査、不当労働行為の審査、労働争議の調整及び個別労働関係紛争のあっせん等労働委員会の業務手続きにおいて、それぞれ会長の指名を受けて担当職員となり委員を補佐するとともに事務を処理し又は実情調査を行い、その他必要な調査業務等に従事する。



## 第2章 会 議

令和2年は定例総会が11回、臨時総会が2回、公益委員会議が4回開催されたほか、全国労働委員会連絡協議会総会など各種連絡会議が開催されており、その概要は次のとおりである。

### 1 総 会

総会番号	期日	付 議 事 項
第 1200 回	1.15	(協議事項) ・第 75 回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)の提出について (報告事項) ・労働委員会制度あり方検討委員会委員の選任について ・令和元年(個)第 7 号事件 ・令和元年(個)第 8 号事件 ・争議行為予告通知に係る県内関係状況 (委員研修) ・最近の調整事件の概要 ・労働経済指標
第 1201 回	2.5	(協議事項) ・令和 2 年度定例総会開催計画及び研修計画(案)について ・第 87 回九州労働委員会連絡協議会の議題について (報告事項) ・令和 2 年(個)第 1 号事件 (その他) ・第 75 回全国労働委員会連絡協議会総会への議題提出について (委員研修) ・使用者委員による研修 ・労働経済指標
第 1202 回	3.4	(協議事項) ・「あっせん不応諾」「あっせん打ち切り」事件の申請者への対応について (報告事項) ・令和元年(個)第 7 号事件 ・令和元年(個)第 8 号事件 ・令和 2 年(個)第 2 号事件 ・令和 2 年(個)第 3 号事件 ・第 87 回九州労働委員会連絡協議会について ・争議行為予告通知に係る県内関係状況 (委員研修) ・最近の労委命令の概要 ・労働経済指標 (その他) ・労使紛争に関する相談件数について

総会番号	期日	付 議 事 項
第 1203 回	4.8	(報告事項) ・令和2年(個)第1号事件 ・令和2年(個)第3号事件 ・争議行為予告通知に係る県内関係状況 (委員研修) ・最近の労委命令の概要 ・労働経済指標 (その他) ・新型コロナウイルス感染拡大への対応について
	5.8	開催中止
第 1204 回	6.3	(協議事項) ・「個別労働関係紛争のあっせんに関する要領」の一部改正について (報告事項) ・令和2年(個)第4号事件 ・争議行為予告通知に係る県内関係状況 ・第87回九州労働委員会連絡協議会について (委員研修) ・公益委員による研修 ・労働経済指標
第 1205 回	7.1	(協議事項) ・令和2年度委員特別研修について (報告事項) ・令和2年(調)第1号事件 ・争議行為予告通知に係る県内関係状況 (委員研修) ・最近の調整事件の概要 ・労働経済指標
第 1206 回	8.19	(報告事項) ・労働組合の資格審査 ・令和2年(調)第1号事件 ・令和2年(個)第5号事件 ・争議行為予告通知に係る県内関係状況 (委員研修) ・最近の労委命令の概要 ・労働経済指標 (その他) ・令和2年度広報計画について ・労使紛争に関する相談件数について

総会番号	期日	付 議 事 項
第 1207 回	9.2	(報告事項) ・令和2年(個)第6号事件 (委員研修) ・最近の調整事件の概要 ・労働経済指標
第 1208 回 (臨時)	9.17	会長及び会長代理の選挙
第 1209 回 (臨時)	9.17	(協議事項) ・令和2年度定例総会開催計画及び研修計画 ・議事録の承認方法 ・労働委員会委員名簿及びあっせん員候補者名簿の順番について (その他) ・各側幹事の選任について ・情報公開・個人情報保護検討委員会委員の選任について ・労働委員会制度あり方検討委員会委員の選任について
第 1210 回	10.7	(協議事項) ・労働委員会委員改選に伴うあっせん員候補者の委嘱・解任 (報告事項) ・令和2年(個)第5号事件 (委員研修) ・労働者委員による研修 ・労働経済指標 (その他) ・労働委員会委員名簿等について ・令和2年度広報計画について
第 1211 回	11.10	(報告事項) ・令和2年(個)第7号事件 (委員研修) ・第75回全国労働委員会連絡協議会総会の議題検討 ・労働経済指標 (その他) ・労使紛争に関する相談件数について ・令和2年度広報の取組状況について ・令和2年度公労使委員個別紛争専門研修について
第 1212 回	12.2	(報告事項) ・令和2年(個)第6号事件 ・争議行為予告通知に係る県内関係状況 ・第75回全国労働委員会連絡協議会総会について (委員研修) ・最近の労委命令の概要 ・労働経済指標

## 2 公益委員会議

委員会議番号	期日	付 議 事 項 等
第 832 回	2.5	1 令和 2 年度公益委員出席予定の諸会議について 2 全国労働委員会会長連絡会議の議題について 3 九州労働委員会会長会議の議題について 4 令和 2 年度委員研修の担当委員について
第 833 回	4.8	1 九州労働委員会会長会議の議題の検討について 2 令和 2 年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題の募集について
第 834 回	7.10	1 労働組合資格審査について 2 九州労働委員会公益委員連絡会議の議題について 3 令和 2 年度公労使委員個別紛争専門研修について
第 835 回	10.7	1 九州労働委員会公益委員連絡会議の議題回答案について

## 3 小委員会

情報公開・個人情報保護検討委員会（昭和62.10.1設置）  
令和2年中には、協議すべき事項がなく開催されなかった。

労働委員会制度あり方検討委員会（平成11.9.20設置）  
令和2年中には、協議すべき事項がなく開催されなかった。

## 4 各種連絡会議

令和2年中に開催された諸会議は、次のとおりである。

### (1) 全国諸会議

令和 2 年度公労使委員合同研修

期日 令和 2 年 9 月 3 日

場所 W E B 開催

第 75 回全国労働委員会連絡協議会総会

期日 令和 2 年 11 月 19 日～20 日

場所 W E B 開催

令和 2 年度公労使委員個別紛争専門研修

期日 令和 2 年 12 月 3 日

場所 W E B 開催

(2) 九州ブロック諸会議

九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議

期日 令和2年2月27日～28日

場所 福岡県

九州ブロック労委労協幹事会・命令研究会

期日 令和2年3月3日～4日

場所 佐賀県

九州労働委員会会長会議（書面開催）

2020年九州ブロック労委労協総会・研修会（書面開催）

第87回九州労働委員会連絡協議会（書面開催）

九州ブロック労委労協幹事会

期日 令和2年11月9日

場所 福岡県

九州労働委員会公益委員連絡会議（書面開催）

## 第3章 佐賀県労働委員会の活動状況

### 第1節 不当労働行為の審査

不当労働行為事件について、令和2年は前年からの繰越及び新規申立のいずれもなかった。

### 第2節 不当労働行為事件の再審査

佐賀県労働委員会を初審とする不当労働行為事件で、令和2年に中央労働委員会に係属したものはなかった。

### 第3節 行政訴訟事件

佐賀県労働委員会を当事者とする行政訴訟事件で、令和2年に係属したものはなかった。

### 第4節 労働組合の資格審査

#### 1 概 要

労働組合の資格審査について、令和2年は新規申請が2件で、申請事由の内訳は、いずれも労働委員会労働者委員推薦に係る申請であった。また、翌年への繰り越しはなかった。

#### 2 資格審査一覧表

番号	申請組合名	申請事由	申請年月日	終結年月日	終結区分
1	X1組合	委員推薦	R2.6.19	R2.7.10	適合
2	X2組合	委員推薦	R2.6.22	R2.7.10	適合

### 第5節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条に基づく非組合員の範囲の認定・告示等

地方公営企業又は特定地方独立行政法人（以下「地方公営企業等」という。）からの認定・告示について、令和2年の申出はなかった。また、地方公営企業等からの職の新設等に係る通知もなかった。

## 第6節 労働争議の調整

### 1 概 要

令和2年中に取り扱った調整事件は1件であった。終結状況は、解決が1件であった。

### 2 調整事件一覧表

一連番号	暦年番号	事 件 名	調整事項	事業種別	公益非の別	申請者区分	申請年月日	調整区分	終結区分	終結年月日	あっせん員 (公) (労) (使)
507	R2 1 号	令和2年 (調)第1号 事件	未払賃金の支払い、年次有給休暇買い上げ、解決金の支払い等	生活関連サービス業、娯楽業	非	労	R2 ・ 6 ・ 24	あっせん	解決	R2 ・ 8 ・ 3	富吉 俣野 仁部

### 3 争議行為予告通知に係る県内関係状況調査一覧表

番号	争議行為予告通知者名	調査月日	調査事項	備 考
1	全日本運輸産業労働組合連合会	1月8日	年末一時金等	中央労働委員会への争議行為予告通知
2	全日本建設交運一般労働組合	3月2日	春闘および夏季一時金闘争	〃
3	全日本建設交運一般労働組合	3月27日	春闘および夏季一時金闘争	〃
4	全日本運輸産業労働組合連合会	3月30日	賃金引き上げ等	〃
5	全日本運輸産業労働組合連合会	5月28日	賃金引き上げ等	〃

番号	争議行為予告通知者名	調査月日	調査事項	備考
6	全日本建設交運一般労働組合	5月29日	春闘および夏季一時金闘争	中央労働委員会への争議行為予告通知
7	全日本運輸産業労働組合連合会	6月26日	賃金引き上げ等	〃
8	全日本運輸産業労働組合連合会	6月26日	2020年度夏季一時金等	〃
9	全日本運輸産業労働組合連合会	8月6日	賃金引き上げ等	〃
10	全日本運輸産業労働組合連合会	11月26日	年末一時金闘争の取り組み等	〃

## 第7節 個別労働関係紛争のあっせん

### 1 概要

令和2年中に取り扱った個別労働関係紛争のあっせんは9件であった。終結状況は、解決が2件、打切りが6件、不開始が1件であった。

### 2 あっせん一覧表

一連番号	暦年番号	業種	あっせん事項	申請者区分	申請年月日	終結区分	終結年月日	あっせん員 (公) (労) (使)
97	R元7号	教育, 学習支援業	謝罪、解決金、雇用の継続(条件付)	労	R元 ・ 12 ・ 13	打切り	R2 ・ 2 ・ 5	前田 井手 福母
98	R元8号	教育, 学習支援業	・ 定例日及び年末年始等の休日順守 ・ 他のスタッフとの休日格差の是正	労	R元 ・ 12 ・ 23	打切り	R2 ・ 2 ・ 17	富吉 草場 坂口



一連番号	暦年番号	業種	あっせん事項	申請者区分	申請年月日	終結区分	終結年月日	あっせん員 (公) (労) (使)
99	R2 1号	宿泊業, 飲食 サービス業	異動についての納得のいく説明	労	R2 ・ 1 ・ 23	打 切 り	R2 ・ 3 ・ 4	福田  江頭  西久保
100	R2 2号	製造業	法定外労働に対する割増賃金 過重労働に対する慰謝料等	労	R2 ・ 2 ・ 19	不 開 始	R2 ・ 2 ・ 28	
101	R2 3号	卸売業, 小売 業	予定より早期の退職に追い込ま れたため、その期間の給与相当 額	労	R2 ・ 2 ・ 20	打 切 り	R2 ・ 3 ・ 24	丸谷  草場  仁部
102	R2 4号	医療, 福祉	解雇取消または解決金	労	R2 ・ 4 ・ 10	打 切 り	R2 ・ 6 ・ 2	前田  森田  福母
103	R2 5号	製造業	謝罪及び賠償金	労	R2 ・ 7 ・ 20	解 決	R2 ・ 9 ・ 2	福田  井手  坂口
104	R2 6号	医療, 福祉	精神的苦痛等に対する解決金	労	R2 ・ 8 ・ 27	解 決	R2 ・ 11 ・ 17	前田  草場  織田
105	R2 7号	医療, 福祉	未払い給与・賞与、出勤停止処分 の撤回等	労	R2 ・ 11 ・ 4	打 切 り	R2 ・ 12 ・ 16	小西  小川  西久保

## 第8節 労使紛争に関する相談

### 1 概 要

令和2年中に取り扱った労使紛争に関する相談は105件で、その内容は、不当労働行為に係るものが1件、労働争議に係るものが3件、個別労働関係紛争に係るものが101件であった。

このうち申請に至ったものは、労働争議の調整1件、個別労働関係紛争のあっせん7件であった。

### 2 内 訳

不当労働行為	労働争議	個別労働関係紛争	計
1	3	101	105

## 第9節 広報活動

### 1 概 要

労働委員会の制度を県民に広く知ってもらうために、平成21年度から全国的に取り組んでいる10月の個別労働関係紛争処理制度周知月間に合わせ、重点的な広報活動を行った。

### 2 広報一覧表

取 組	内 容
県内高等学校及び専門学校 の生徒へのリーフレット配布	1月～2月 ・県内の高等学校及び専門学校の生徒に広報リーフレットを配布
県・市町広報誌、HP等 への掲載	9月～10月 ・県内市町広報誌及びHPに、重点受付週間の記事を掲載 10月 ・県広報広聴課アカウントのSNS（Facebook、Twitter）及び県広報誌に重点受付週間の記事を掲載
リスティング広告（検索 連動型広告）による広報	10月1日（木）～12月7日（月） ・検索サイト（Yahoo!、Google）にリスティング広告を掲載

取 組	内 容
外国人労働者向け広報資料の作成	10月 ・外国語（英語、ベトナム語、中国語、韓国語）で記載した佐賀県労働委員会の広報リーフレットを作成し、県国際交流協会や日本語学校に配布
広報動画の作成	10月 ・佐賀県労働委員会の広報動画を作成し、県HPに掲載 （約4分で佐賀県労働委員会についてナレーションを交えて紹介）
パネル展の実施	10月6日（火）～10月9日（金） ・アバンセにて労働委員会及び個別労働関係紛争のあっせん制度等の周知パネルを展示 ・広報ポスター及びリーフレットの設置等
ポスティングチラシへの広告掲載	10月11日（日）以降 ・佐賀市内で配布されている「サガジョ」に広告を掲載
県HPへの掲載及び記者発表（プレスリリース）	10月14日（水） ・「個別労働関係紛争処理制度周知月間」に合わせ「労使間のトラブル無料相談重点受付週間」を設定することについて、県HPへの掲載と記者発表（プレスリリース）を実施
関係団体への訪問	10月13日（火）～15日（木） ・会長が関係団体（9団体）を訪問し、労働委員会制度及び重点受付週間の周知を依頼
新聞折込求人誌への広告掲載	10月17日（土）以降 ・県内で配布されている新聞折込求人誌「ぴーぷる」に広告を掲載
マスコミ各社への訪問	10月19日（月） ・事務局長が県内マスコミ（5社）を訪問し、労働委員会制度及び重点受付週間の周知を依頼 訪問先：県内の新聞社、テレビ局
ラジオ・TVによる広報	10月22日（木）17時42分～17時50分 ・ラジオ放送による広報（会長出演） FM佐賀にて労働委員会制度及び重点受付週間について周知 10月23日（金）～10月30日（金）（土・日を除く） ・ラジオCMによる広報 FM佐賀にて20秒スポットCMを1日1～3回放送 10月23日（金）1日3～4回放送 ・CATVコミュニティチャンネルによる広報（会長出演） ぶんぶんテレビ、ケーブルワンのコミュニティチャンネルで重点受付週間について告知 10月23日（金）17時40分～17時45分 ・地元テレビ局による広報（会長及び公益委員1名出演） サガテレビの地元情報番組内で重点受付週間について告知

取 組	内 容
県民ホール大型スクリーンで動画放映	10月26日(月)～10月30日(金) ・県民ホール大型スクリーンで広報動画を放映
「労使間のトラブル相談重点受付週間」の実施	10月26日(月)～11月1日(日) ・「労使間のトラブル相談重点受付週間」を設定し、労働相談の対応時間を拡大 平日：午前8時30分～午後8時 土日：午前9時～午後5時

## 審査事件取扱状況

### (1) 不当労働行為審査事件

(佐賀県労働委員会に不当労働行為事件として申し立てられた審査事件)

#### (ア) 申立件数

区分	年									H31・ R元	2
	H23	24	25	26	27	28	29	30			
前年より繰越し	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
新規受付	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
本年終結	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
次年へ繰越し	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### (イ) 条項別申立件数

号別 (労組法7条)	年									H31・ R元	2
	H23	24	25	26	27	28	29	30			
1号											
2号	1	1		1							
3号											
1・2号											
1・3号	1										
2・3号											
1・2・3号											
1・3・4号											
計	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0

(ウ) 業種別申立件数

産業別	年										
	H23	24	25	26	27	28	29	30	H31・R元	2	
全 産 業	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
農 業 , 林 業											
漁 業											
鉱業, 採石業, 砂利採取業											
建 設 業											
製 造 業											
電気・ガス・熱供給・水道業											
情 報 通 信 業											
運 輸 業 , 郵 便 業	1										
卸 売 業 , 小 売 業											
金 融 業 , 保 険 業											
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業											
学術研究, 専門・技術サービス業											
宿泊業, 飲食サービス業											
生活関連サービス業, 娯楽業											
教 育 , 学 習 支 援 業 (自動車教習所を含む)											
医 療 , 福 祉		1									
複 合 サ ー ビ ス 事 業											
サ ー ビ ス 業	1			1							
公 務											
分 類 不 能 の 産 業											

(工) 申立人別申立件数

区分		年								H31・ R元	2
		H23	24	25	26	27	28	29	30		
前年より 繰越し	組合	1	1	1							
	個人										
	小計	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
新規受付	組合	2	1		1						
	個人										
	小計	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
本年終結	組合	2	1	1	1						
	個人										
	小計	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0
翌年へ 繰越し	組合	1	1								
	個人										
	小計	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0

(才) 従業員規模別申立件数

従業員規模		年								H31・ R元	2
		H23	24	25	26	27	28	29	30		
49名以下		2			1						
50名～99名											
100名～199名											
200名～299名											
300名～499名											
500名～999名			1								
1,000名以上											
申立件数		2	1	0	1	0	0	0	0	0	0

(カ) 終結状況

区分		年								H31・ R元	2
		H23	24	25	26	27	28	29	30		
終結件数		2	1	1	1	0	0	0	0	0	0
和解・取下げ		2	1	1							
命令 ・ 決定	全部救済				1						
	一部救済										
	棄却										
	却下										
	小計				1						

(キ) 審問回数別終結件数

審問回数		年								H31・ R元	2
		H23	24	25	26	27	28	29	30		
なし		2	1								
1回				1	1						
2回											
3回											
4回											
5回											
6回											
7回											
8回											
9回											
10回											
11～15回											
16～20回											
21～30回											
31回以上											
終結件数		2	1	1	1	0	0	0	0	0	0



(ク) 年次別処理日数

年	区分	命令・決定			和解・取下げ			総平均 所要日数
		件数	総所要日数	平均所要日数	件数	総所要日数	平均所要日数	
平成 23					2	152	76	76
24					1	112	112	112
25					1	256	256	256
26		1	191	191				191
27								
28								
29								
30								
平成 31・令和元								
令和 2								

(ケ) 階層別処理日数

区分	日数												総件 数
	1 ~ 50	51 ~ 100	101 ~ 150	151 ~ 200	201 ~ 250	251 ~ 300	301 ~ 350	351 ~ 400	401 ~ 500	501 ~ 999	1000 以上		
命令・決定	2	3	5	4	2	2	2	2	1	2	20	45	
和解・取下げ	97	33	17	5	5	2	1	4	2	2	168	336	

(昭和 24 年 ~ 令和 2 年)

## (2) 労働組合の資格審査

### (ア) 資格審査処理件数

区分		年								H31・ R元	2
		H23	24	25	26	27	28	29	30		
新規	受付	1	5	1	3	0	2	1	2	1	2
取扱	件数	2	5	2	3	0	2	1	2	1	2
終 結	取下げ・打切	2	1	1							
	適合		3	1	3		2	1	2	1	2
	不適合										
	翌年へ繰越し		1								
補正	勧告										

### (イ) 事由別資格審査申請状況

事由別		年								H31・ R元	2
		H23	24	25	26	27	28	29	30		
新規 受付	委員推薦		3	1	2		2	1	2	1	2
	不当労働行為	1	2		1						
	法人登記										
	總會決議										
	計	1	5	1	3	0	2	1	2	1	2
取扱 件数	委員推薦		3	1	2		2	1	2	1	2
	不当労働行為	2	2	1	1						
	法人登記										
	總會決議										
	計	2	5	2	3	0	2	1	2	1	2

(ウ) 資格審査終結内訳

事由別		年								H31・ R元	2
		H23	24	25	26	27	28	29	30		
取 下 ・ 打 切	委員推薦										
	不当労働行為	2	1	1							
	法人登記										
	総会決議										
	計	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
適 合	委員推薦		3	1	2		2	1	2	1	2
	不当労働行為				1						
	法人登記										
	総会決議										
	計	0	3	1	3	0	2	1	2	1	2
不 適 合	委員推薦										
	不当労働行為										
	法人登記										
	総会決議										
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	委員推薦		3	1	2		2	1	2	1	2
	不当労働行為	2	1	1	1						
	法人登記										
	総会決議										
	計	2	4	2	3	0	2	1	2	1	2

## 調 整 事 件 取 扱 状 況

### (1) あっせん・調停・仲裁別申請件数

年		区分			
		あっせん	調 停	仲 裁	計
平成	23	2			2
	24				0
	25	4			4
	26	1			1
	27	1			1
	28	3			3
	29	1			1
	30	3			3
平成31・令和元					0
令和	2	1			1

### (2) 調整事件申請者別件数

年		区分				
		労働者	使用者	双 方	職 権	計
平成	23	1	1			2
	24					0
	25	3	1			4
	26	1				1
	27		1			1
	28	3				3
	29	1				1
	30	3				3
平成31・令和元						0
令和	2	1				1

### (3) 調整事件要求項目別件数

年	要求項目	賃金 増額	一時金	解雇	賃金 未払	労働 協約	団交 促進	事業休 廃止事 業縮小	配置 転換	その他	計
	平成 23		1		1						
24											0
25				3			1			2	6
26										1	1
27							1				1
28							2			2	4
29										1	1
30							2			2	4
平成31・令和元											0
令和 2					1				1	2	4

(注) 要求項目は複数あるため申請件数には必ずしも一致しない。

### (4) 調整事件所要日数

年	区分	1日～10日	11日～20日	21日～30日	31日～60日	61日以上	計
	平成 23			1		1	
24				1			1
25		1		1	2		4
26					1		1
27					1		1
28					1	2	3
29				1			1
30						3	3
平成31・令和元							0
令和 2					1		1

(5) 調整事件終結状況

年	区分 前年から 繰越し	終 結 状 況					計	翌年へ 繰越し
		解 決	打切り	取下げ	不開始			
平成 23	1		1	1		2	1	
24	1	1				1		
25		2	2			4		
26				1		1		
27		1				1		
28		2	1			3		
29			1			1		
30		2	1			3		
平成31・令和元						0		
令和 2		1				1		

(6) 調整事件業種別件数

産 業 別	年									
	H23	24	25	26	27	28	29	30	H31・ R元	R2
産 業	2	0	4	1	1	3	1	3	0	1
農 業 , 林 業										
漁 業										
鉱業, 採石業, 砂利採取業										
建 設 業										
製 造 業										
電気・ガス・熱供給・水道業										
情 報 通 信 業										
運 輸 業 , 郵 便 業	1		1	1						
卸 売 業 , 小 売 業										
金 融 業 , 保 険 業										
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業										
学術研究, 専門・技術サービス業			1					1		
宿泊業, 飲食サービス業										
生活関連サービス業, 娯楽業	1									1
教 育 , 学 習 支 援 業 (自動車教習所を含む)							1			
医 療 , 福 祉						2		1		
複 合 サ ー ビ ス 事 業										
サ ー ビ ス 業			1		1	1		1		
公 務			1							
分 類 不 能 の 産 業										

## 個別労働関係紛争のあっせん取扱状況

### (1) あっせん申請件数

年	区分	あっせん
平成 28		4
	29	2
	30	7
平成31・令和元		8
令和 2		7

### (2) あっせん申請者別件数

年	区分	労働者	事業主	計
平成 28		4		4
	29	2		2
	30	7		7
平成31・令和元		8		8
令和 2		7		7

### (3) あっせん要求項目別件数

年	要求項目	賃金増額	一時金	解雇・雇止め	退職・退職一時金	賃金未払	配置転換	その他	計
平成 28				4					4
	29						1	2	3
	30		5	1		1		1	8
平成31・令和元				1		4		13	18
令和 2				1		2	1	6	10

(注) 要求項目は複数あるため(2)の申請件数には一致しない。

### (4) あっせん所要日数

年	区分	1日～10日	11日～20日	21日～30日	31日～60日	61日以上	計
平成 28			2	1	1	1	5
	29				1	1	2
	30				1	6	7
平成31・令和元				1	4	1	6
令和 2		1			7	1	9

(注) あっせん所要日数では、年を繰越したものは、終結した年に計上している。



(5) あっせん終結状況

年	区分	前年から 繰越し	終 結 状 況				計	翌年へ 繰越し
			解 決	打切り	取下げ	不開始		
平成 28		1	1	3	1	5		
29		0	2			2		
30		0	6	1		7		
平成31・令和元		0	1	5		6	2	
令和 2		2	2	6	1	9		

(6) あっせん業種別件数

産業別	年	H28	29	30	H31・ R元	R2
		全 産 業	4	2	7	8
農 業 , 林 業				1		
漁 業				1		
鉱業, 採石業, 砂利採取業						
建 設 業						
製 造 業	1			2	2	
電気・ガス・熱供給・水道業						
情 報 通 信 業						
運 輸 業 , 郵 便 業	1					
卸 売 業 , 小 売 業	1	1			1	
金 融 業 , 保 険 業						
不動産業, 物品賃貸業				1		
学術研究, 専門・技術サービス業				5		
宿泊業, 飲食サービス業			1	1	1	
生活関連サービス業, 娯楽業						
教育, 学習支援業 (自動車教習所を含む)				2		
医 療 , 福 祉	1			2	3	
複 合 サ ー ビ ス 事 業						
サ ー ビ ス 業						
公 務						
分 類 不 能 の 産 業						

## 労使紛争に関する相談件数

年	区分	不当労働行為	労働争議の調整	個別労使紛争	計
平成	23	4	13	48	65
	24	8	7	73	88
	25	3	18	57	78
	26	4	6	65	75
	27	4	9	68	81
	28	1	7	62	70
	29	0	6	45	51
	30	6	9	85	100
平成31・令和元		0	2	80	82
令和	2	1	3	101	105

## 佐賀県の労働組合組織状況

(出典：令和2年労働組合基礎調査(令和2年6月30日現在))

### (1) 産業別労働組合数及び労働組合員数

産 業 別	労働組合数	労働組合 員数(人)	対前年増減	
			構成比 (%)	(人)
全産業 計	366	55,506	100.0	3,662
農業, 林業	1	18	0.0	0
建設業	27	4,717	8.5	129
製造業	99	15,594	28.1	508
電気・ガス・熱供給・水道業	14	1,339	2.4	33
情報通信業	9	570	1.0	28
運輸業, 郵便業	44	3,054	5.5	31
卸売業, 小売業	29	9,226	16.6	3,633
金融業, 保険業	21	3,397	6.1	13
学術研究, 専門・技術サービス業	7	198	0.4	8
宿泊業, 飲食サービス業	2	29	0.1	0
生活関連サービス業, 娯楽業	6	173	0.3	2
教育, 学習支援業	21	1,897	3.4	94
医療, 福祉	23	2,772	5.0	60
複合サービス事業	9	3,767	6.8	80
サービス業(他に分類されないもの)	13	333	0.6	3
公務(他に分類されるものを除く)	40	8,421	15.2	128
分類不能の産業	1	1	0.0	0

(注) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、必ずしも100%にならない。以下同じ。

### (2) 適用法規別労働組合数及び労働組合員数

適用法規名	労働組合数	労働組合員数 (人)	対前年増減	
			構成比(%)	(人)
計	366	55,506	100.0	3,662
労組法	305	45,110	81.3	3,623
行労法	0	0	0.0	0
地公労法	12	465	0.8	6
国公法	16	597	1.1	34
地公法	33	9,334	16.8	79

(注)

労組法・・・「労働組合法」、行労法・・・「行政執行法人の労働関係に関する法律」

地公労法・・・「地方公営企業等の労働関係に関する法律」、国公法・・・「国家公務員法」

地公法・・・「地方公務員法」

### (3) 民間・官公別労働組合数及び労働組合員数

区 分	労働組合数	労働組合員数(人)	構成比(%)	対前年増減(人)	前年
					構成比(%)
計	366	55,506	100.0	3,662	100.0
民間	303	45,059	81.2	3,656	79.9
官公	63	10,447	18.8	6	20.1

### (4) 上部団体別労働組合数及び労働組合員数

区 分	労働組合数	労働組合員数(人)	構成比(%)
計	366	55,506	100.0
連合佐賀	205	37,872	68.2
県労連	26	2,836	5.1
その他	66	5,850	10.5
無加盟	69	8,948	16.1

(注)

連合佐賀・・・「日本労働組合総連合会佐賀県連合会」

県労連・・・「佐賀県労働組合総連合」

### (5) 労働組合組織状況の推移

年	労働組合数	労働組合員数(人)	推定組織率(%)
昭和 55	633	79,943	31.8
60	631	76,020	28.5
平成 2	590	71,447	25.0
7	587	72,993	23.3
12	569	67,240	21.4
17	480	55,931	17.8
22	422	52,168	16.9
27	398	51,832	16.4
令和 元	372	51,844	16.4
2	366	55,506	17.3

## 歴代会長名簿

期	在任年月日	会 長
暫定	昭和 21. 2.18 ~ 21. 7.24	糸川 勇次郎
1	21. 7.25 ~ 22. 5.12	糸川 勇次郎
2	22. 5.13 ~ 23. 4.25	糸川 勇次郎
3	23. 4.26 ~ 23. 4.25	糸川 勇次郎
4	24. 4.28 ~ 24. 4.30	糸川 勇次郎
5	25. 5. 1 ~ 26. 5.31	糸川 勇次郎
6	26. 6. 1 ~ 27. 5.31	岩松 玄十
7	27. 6. 1 ~ 28. 5.31	堀部 靖雄
8	28. 6. 1 ~ 29. 6.30	堀部 靖雄
9	29. 7. 1 ~ 30. 7.17	永田 長圓
10	30. 7.18 ~ 31. 7.17	堀部 靖雄
11	31. 7.18 ~ 32. 7.31	内山 良男
12	32. 8. 1 ~ 33. 8.10	内山 良男
13	33. 8.11 ~ 34. 8.25	高津 英雄
14	34. 8.26 ~ 35. 8.31	川崎 延寿
15	35. 9. 1 ~ 36. 8.31	川崎 延寿
16	36. 9. 1 ~ 37. 8.31	川崎 延寿
17	37. 9. 1 ~ 38.12.31	川崎 延寿
18	39. 1. 1 ~ 40. 7.31	永田 長圓
19	40. 8. 1 ~ 43. 9.18	田中 誠一
20	43. 9.19 ~ 46. 7.18	田中 誠一
21	46. 7.19 ~ 53. 5.31	平野 義隆
22	53. 6. 1 ~ 55. 7.27	堤 敏介
23	55. 7.28 ~ 57. 8. 3	堤 敏介
24	57. 8. 4 ~ 59. 8. 3	堤 敏介
25	59. 8. 4 ~ 61. 9.11	堤 敏介
26	61. 9.12 ~ 63. 9.11	堤 敏介
27	63. 9.12 ~平成 2. 9.11	堤 敏介
28	平成 2. 9.12 ~ 4. 9.13	堤 敏介
29	4. 9.14 ~ 6. 9.13	堤 敏介
30	6. 9.14 ~ 8. 9.13	堤 敏介
31	8. 9.14 ~ 10. 9.13	堤 敏介
32	10. 9.14 ~ 12. 9.13	安藤 高行
33	12. 9.14 ~ 14. 9.13	安藤 高行
34	14. 9.19 ~ 16. 9.13	安藤 高行

期	在任年月日	会長
35	平成 16. 9.14 ~ 18. 9.13	安藤 高行
36	18. 9.14 ~ 20. 9.13	安藤 高行
37	20. 9.14 ~ 22. 9.13	安藤 高行
38	22. 9.14 ~ 24. 9.13	前田 和馬
39	24. 9.14 ~ 26. 9.13	前田 和馬
40	26. 9.14 ~ 28. 9.13	前田 和馬
41	28. 9.14 ~ 30. 9.13	前田 和馬
42	30. 9.14 ~ 令和 2. 9.13	前田 和馬
43	令和 2. 9.14 ~	前田 和馬

## 歴代事務局長名簿

氏 名	在 任 年 月 日	備 考
松 田 一 男	昭和21. 3. 1 ~ 21.11.22	勤労課長兼務
馬 場 勇 道	21.11.23 ~ 22. 3.12	同上
糸 川 勇次郎	22. 3.13 ~ 24. 5.31	県労委会長兼務
米 倉 徳 次	24. 6. 1 ~ 24.12.21	労政課長兼務
伊 藤 敬 三	24.12.22 ~ 25. 3.14	
高 添 門 司	25. 3.15 ~ 27. 9.11	
馬 場 勇 道	27. 9.12 ~ 30. 8. 5	
福 地 亘	30. 8. 6 ~ 30.12. 9	
辻 吉太郎	30.12.10 ~ 33. 6.30	
板 谷 憲 道	33. 7. 1 ~ 34 .9.14	
原 口 貢	34. 9.15 ~ 35. 2.28	
福 島 秀 己	35. 3. 1 ~ 37. 2.15	
江 川 邦 治	37. 2.16 ~ 38. 7.17	
中 島 一 六	38. 7.18 ~ 39. 4. 3	
伴 泰 治	39. 4. 4 ~ 42. 3.31	
中 村 峯 吉	42. 4. 1 ~ 42. 5. 8	局長代理（総務課長）
本 村 文 男	42. 5. 9 ~ 45. 4.30	
江 打 忠 夫	45. 5. 1 ~ 48. 4. 1	
芹 田 定	48. 4. 2 ~ 50. 7.31	
島 内 二 郎	50. 8. 1 ~ 52. 3.31	
福 山 智 彦	52. 4. 1 ~ 53. 3.31	
常 吉 真佐志	53. 4. 1 ~ 56. 3.31	
澤 隆 司	56. 4. 1 ~ 59. 3.31	
七 浦 吉 典	59. 4. 1 ~ 62. 3.31	
飯 盛 邦 尚	62. 4. 1 ~ 62. 8.31	
中 島 信 行	62. 9. 1 ~ 平成 2. 3.31	
稗 田 重 徳	平成 2. 4. 1 ~ 4. 3.31	
中 島 信 行	4. 4. 1 ~ 6.12.31	
高 橋 勝 明	7. 4. 1 ~ 8. 3.31	
田 中 猛 善	8. 4. 1 ~ 11. 3.31	
宮 原 義 幸	11. 5. 1 ~ 15. 3.31	
野 口 邦 博	15. 4. 1 ~ 17. 3.31	
松 信 徹 博	17. 4. 1 ~ 20. 3.31	
山 田 昭 子	20. 4. 1 ~ 23. 3.31	
北 島 修	23. 4. 1 ~ 24. 7.31	

氏 名	在 任 年 月 日	備 考
原 口 雅 文	平成24. 8. 1 ~ 26. 3.31	
西 村 芳 昭	26. 4. 1 ~ 27. 3.31	
北 川 正 博	27. 4. 1 ~ 28. 3.31	
社 頭 文 吾	28. 4. 1 ~ 29. 3.31	人事委員会事務局長併任
山 崎 万 里 子	29. 4. 1 ~ 31. 3.31	同上
稲 富 正 人	31. 4. 1 ~	同上



## トリプルアッセンズ



佐賀県労働委員会のあっせんイメージキャラクター。  
よく聴くうさぎの「ミミット」、よく見る猿の「メンキー」、そして  
結びつけることが得意な謎の生物「ミディエ（和解の意）」です。

### 令和2年佐賀県労働委員会年報

編集・発行 佐賀県労働委員会事務局

〒840 - 8570 佐賀市城内一丁目6番5号 佐賀県庁南館3階

TEL 0952 ( 25 ) 7242

FAX 0952 ( 25 ) 7324

E-mail roudoui@pref.saga.lg.jp

URL <https://www.pref.saga.lg.jp/list02686.html>

佐賀県労働委員会ホームページ QRコード



労使のもつれを  
ほどいて結ぶ

解雇、セクハラ・パワハラ、残業代未払いなど、  
労使間のトラブルのことなら私たちにご相談ください。

ご利用は  
**無料**

秘密厳守

まずはお電話にて  
ご相談ください!



佐賀県労働委員会  
**TSUNAGU**

お問  
合わせ

**0952-25-7242**

受付時間 / 8:30 ~ 17:15 [土日祝は休み]  
FAX: 0952-25-7324 ☒ roudoui@pref.saga.lg.jp

〒840-8570 佐賀市城内一丁目6番5号佐賀県庁 南館3階

佐賀県労働委員会

検索

 佐賀県

キャッチフレーズ: 野口 祥子さん(宣伝会議 コピーライター-養成講座 福岡教室 21期生) / 夏原: 田中 智穂さん(宣伝会議 コピーライター-養成講座 福岡教室 21期生) / グラフィックデザイン: デザインスタジオオカシカ / Copyright © 2018 Saga Prefecture. All Rights Reserved.

この冊子は再生紙を使用しています。